

令和元年度第3回情報公開・個人情報保護審議会議事録

開催日時	令和2年2月27日(木) 15:00～16:30
開催場所	太宰府市役所 3F 庁議室
出席委員	徳永弘志(会長) 坂本徹(副会長) 三輪貴代 古賀章代 中村ミドリ
出席職員	安西美香 元気づくり課長 高田政樹 元気づくり課健康推進係長 高原寿子 国保年金課課長 田上真也 国保年金課国保年金係長 川崎純一 高齢者支援課長 大石敬介 保育児童課児童福祉係長
事務局	山浦剛志 総務部理事 山口辰男 文書情報課長 山田秀信 文書情報課文書情報係長
傍聴人	なし

事務局から連絡(進行:山口課長)

- ① 開会あいさつ・・・新型コロナウイルス感染が広がっており、マスク着用のお願い。
- ② 出席者が過半数を超えている(全員出席)ため、審議会成立の確認。
- ③ 会の進行を会長に依頼。

～太宰府市情報公開・個人情報保護審議会～(進行:徳永会長)

1 議題

「議題1」高齢者保健医療介護事業の分析に係る情報提供について

資料1 個人情報ファイル登録票の修正及び外部提供記録票の新規作成

【会長】

それでは資料1について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

- ① 九州大学から「住民の健康改善に資するエビデンス創出を目指した多地域コホート研究」を行うため、太宰府市でもこの事業に参加しないかとの提案があった。高齢者の医療と介護、後期高齢のレセプトデータによりデータ解析を行って、地域の健康課題の整理・分析を行うことにより、今後の高齢者の保健事業、介護予防事業の一体的実施に活用していくことができる。
- ② 提供するデータはレセプトからのデータで、氏名、生年月日の日、カルテ番号の削除、被保険者番号の変換等を行って、個人は特定できないようにする。
- ③ この事業を行うにあたって、関係する個人情報ファイル登録票の修正が必要になり、8ページから37ページまでの個人情報ファイル登録票の「当該事務の内容を外部提供する外部機関等の名称」に「九州大学」が追加になり、それぞれの登録票に付随して「個人情報ファイル外部提供記録票」が新規作成されている。
- ④ 関係する3課から元気づくり課 安西課長、高田係長、国保年金課 高原課長、田

上係長、高齢者支援課 川崎課長が出席。質問等があればお答えする。

【委員】

九州大学から参加しないかとの提案があったとのことだが、参加するのですかしないのですか。

【担当課】

参加する方向で内部の決裁は下りています。

【委員】

分かりました。この確認をしたのは、参加したとなると太宰府市が主体的に情報を出していく。共同研究という形で連名で名を連ねるようになるのですか。

【担当課】

共同研究をされるのは大学側で、太宰府市ではデータを渡して、まとまったデータをいただくことが主眼で共同研究に参加するということではありません。太宰府市の状況のデータ分析をいただいて、それをフィードバックしていく形になります。

【委員】

今の話だと共同研究の一環として入るのならば、ここに上げられている外部提供は取り掛かりの段階でこのくらいのデータはあるだろうということだと思います。実際に研究が始まると追加でデータ提供が必要になり、その都度、請求が来るのかもしれないが、研究機関がこういうデータがあると言ってきたときにデータ管理の主体に対して、個人情報の提供という依頼が出て、それを出していくのが自然かと思うが、今後この共同事業への参画が決まったら、趣旨はこちらからデータを提供して、分析結果で地域ごとにどういう対応を取ったらいんだという結果を受け取りたいという意味は分かりますが、情報の与え方と受け方からすれば、主任研究員の名前で個人情報の開示願いが出てきて、それをまとめていくという方が私たちに分かりやすいのですが。

【担当課】

共同研究されているのは各大学間で、九州大学がメインとなってされている状況。個人情報の提供は太宰府市が初めてではなく、他団体もやっており、太宰府市もそれに加えていただくような形で、提供するデータは先に九州大学と打ち合わせをして、今回の提供のデータがあれば研究できると確認を取っているので、追加でデータ提供はないと認識しています。

【委員】

科研費の研究は3年ほど続きますが、1年目ですか、2年目、3年目ですか。

【担当課】

今回、太宰府市は初めてで、事業は継続の方向性もありますが、今回の研究は無料という話のため、太宰府市で参加を決めた。次年度以降は費用が発生してくるといふこともあるが、どうするか未定のため、とりあえず令和2年度9月頃にデータがいただければということになっています。

【委員】

分かりました。

【会長】

他にご意見ご質問があればお願いします。

【委員】

難しい内容ですが、私が思うのは情報が漏れたりすることはないのですか。

【担当課】

九州大学に提供するデータは個人名や生年月日の日、住所も行政区までであり、九州大学に残るデータは個人が特定できるデータではないため、そのあたりはご安心頂けたらと思います。

【委員】

分かりました。

【委員】

そのような分析ができるパソコンを作られたのですか。専用ソフトを作られたのですか。

【担当課】

九州大学で専用ソフトを作られています。

【委員】

個人名等を消したりするのは。

【担当課】

そういったデータを消すためのツールを持ってきていただいて、私たちが確認のうえ、消す作業に立ち会って、データを持ち帰っていただく流れになっています。

【委員】

分かりました。

【委員】

当初に発言しましたように、事業に参画することを決めましたということで、積極的にアウトプットをもらうために必要なデータは提供しますという形でここへ上がって来ているのか、それとも事業に参画したことによって、事業の担当者から個人情報の開示請求が来て、出すかという違いですが、このままでいきますと太宰府市が事業に参画するにあたって、アウトプットを受け取ることを条件に情報提供しますよという太宰府市が主体となって、提供するということですね。

【委員】

事業に参加するということなんですか。資料を見た限りでは単に情報だけ提供して、結果をもらうということだけではないですか。

【担当課】

私どもは事業に参加というよりも、私どもが分析してほしい内容をいただくために必要なデータをお渡しするという形です。あくまで共同研究をされているのは九州大学さんをはじめとした他大学が共同研究されているということです。その共同研究は太宰府市だけでなく、他団体のデータを多く蓄積されているということです。

【委員】

九大からこれだけの情報が欲しいということで、出しましょうという話ですね。

【担当課】

私どもも常日頃から分析はしたいと思っていますので、ありがたいお話ということで今回受けさせていただくということで考えています。

【委員】

参加するという言葉を使うから分かりにくい。

【担当課】

確かに事業に参加するというイメージとは違います。

【委員】

九大や他の大学が共同研究するのにデータがないから、見返りに統計した研究結果を渡しますので、データをくださいという契約ではないですか。契約書は事業参画になっていますか。

【委員】

個人が特定できないようにデータを渡すのであれば、このタイトルも「住民の健康改善に資するエビデンス創出を目指した多地域コホート研究」ですから、年代別、地域ごとにいろいろデータを併せて、個人に対して、高齢者に係る医療費の削減に資すると言いながら分析結果を福岡県ですかね多地域で。賛同を得られなかった自治体もあるかもしれないですね。

【担当課】

この事業のイメージは今までは国民健康保険の特定健診は 74 歳以下の人については保健事業をやっていました。75 歳から後期高齢者になると継続して保健事業が行えていなかった。データがないため。あるいは介護と医療はそれぞれ別々に分析をしていたが、それを一体化することによって、総合的に健康改善に向けた高齢者の研究を行うというそういう趣旨でデータを基に研究を行っていくのがライフスタディという研究です。そういう趣旨のもと各市町村に九大さんがこういった事業をやりますが、今回研究費として厚労省から出ていますので、おたくの市町村でもこの研究で健康改善に向けたデータを事前に元データをいただいたらそれで研究をして、9 月頃にその結果を返すという事業をやる趣旨で説明があり、それに市の方が研究に参加と言いましたが、先ほど委員が言われたようにデータを提供して、それを基に研究をして、市もいろいろな蓄積ができるというメリットがあります。市のメリットとしてはデータ解析をしてもらった結果を使っている事業を展開できるというウインウインの関係でやっていきたいと思いますという話です。

【委員】

ウインウインの関係はよく分かりますが、心配しすぎかもしれませんが、もしここから個人情報が出た事実が生じますと提供した側が悪いのかそれとも請求した側に問題があるのかとなったときに太宰府市は、この事業に参画するという覚書がありますと言われたら、太宰府市が情報提供の漏れた責任となりますが、もちろんコホート研究にこういう情報があるという開示請求はないようですから、そういう結果も踏まえて全部、市長責任でこの情報を提供していく。または 3 年間続く研究であれば新たに来たときもまた太宰府市が提供しますよという形で継続していかれ

るわけですね。

【担当課】

先ほども申しあげましたように個人情報に関しては、名前を外す等の作業を確実に見届けるようにしますので、九大にデータがいったときは特定の個人が分かるデータはないようにして渡しますので大丈夫だと思います。事業の継続についてもとりあえず今年度のみ行うことで決定しているところです。

【委員】

契約書の中に書いてあるのではないですか、漏れたらどうするということは。

【担当課】

覚書の中には事業参画という趣旨ではなくてですね、データのやり取りをしてデータの機密情報の定義や提供など主にデータのやり取りに関するそれぞれのリスク分担というそういう覚書になっています。

【委員】

この分は太宰府市、この分は九大と分けてあるのですか。漏れた時の責任は。

【担当課】

そうですね、甲乙で、この分野は甲が責任を持つ、この分野は乙が責任を持つという形で、九大と太宰府市の二者での覚書になっています。

【委員】

契約できちんとしておかないと外部提供するわけですから。向こうへ渡ったのが漏れるのが一番困る。渡した後は九大が責任を持つことになっているのでしょうか。

【委員】

条例第8条第1項第7号が根拠になっていますが、8-1-7は審議会の意見を聞いたうえで、保有個人情報を使用することに公益上特に必要があると実施機関が認めるときというところで、議案1についてはそういう個人に対しての手厚い連携した、縦割りでない横連携の施策が実施できるんだなということで審議会を通れば、行政としてもこれをやらせていただくということになるわけですね。心配しすぎるよりも個人に対して手厚い施策を実施できるのであれば、保守の責任分担も契約書で謳ってあるということであれば。

【会長】

これは審議会の意見を聞きましたでいいわけですね。実施機関が決定すればいいわけですから。他にご質問はありませんか。

【委員】

もう一ついいですか。36ページの個人情報ファイル登録票には記録項目の追加が何も書かれていないが、37ページの外部提供記録票の中には、記録項目の追加があります。第1号被保険者の保険料区分という。個人情報ファイル登録票には記録項目の追加はないのに、外部提供では突然、記録項目が追加されているようにとれるのがいかがですか。

【担当課】

おっしゃる通りだと思います。ただ収入状況、経済状況の中に入るのかなという

ことでしたが、はっきりと九州大学に出すのは第1号被保険者の保険料区分と明記したほうが良いと判断しましたので、このように外部提供記録票に書かせていただきました。もともとは経済状況かと思えます。今までも個人情報ファイル登録票の経済状況のなかに含んでいましたが、35ページの記録項目の中に全部を網羅しきれているわけではない。経済状況の収入状況にあたると思えますが、あくまで九大に出すものは第1号被保険者の保険料区分と明記したほうが良いのかと判断し、記載しています。

【委員】

そうしますと35と36ページの追加に入っていないのはどうしてですか。

【担当課】

あくまで35ページの収入状況に含まれるという考え方で、今回、記録項目として、明記したという形です。おかしいのであれば、外部提供記録票の経済状況の収入状況をチェックするほうがよかったですかね。この九州大学の外部提供記録票には特定したほうが良いと判断し明記しました。

【委員】

個人情報ファイル登録票があり、その中から外部提供記録票でこれだけの情報を提供しますではないですか。それなのに大元のファイル登録票には明記されていないので、なぜですかと聞いているだけです。

【担当課】

35ページの収入状況の1項目だと思っていますが、外部提供記録票も収入状況にチェックを入れる方が分かりやすいですかね。

【委員】

37ページの第1号被保険者の保険料区分を削除して、収入状況にチェックを入れる方が良いですね。

【担当課】

そちらの方が良ければ、そのように訂正をします。ただ出すのは保険料区分だけで、全体的な本人の保険料区分を出すことはありません。ただ明確にさせておいた方が良いと思い記載しました。

【委員】

収入状況の中の一つですか。

【担当課】

そういう認識です。

【委員】

外部提供記録票の収入状況にチェックが入っていないのですか。

【担当課】

あえて九大に出すのは保険料区分ですよということで明記していました。

【委員】

保険料区分だけですね。そうすると収入状況にチェックを入れたら、他のものも全部出すようになるので、ファイル登録票の追加項目に保険料区分を書くべきでは

ないですか。そのほうが外部提供記録票とつながるのではないですか。記録項目の追加と言われるので話がおかしくなる。経済状況の中の第1号被保険者の保険料区分は外部提供しますよと書いておくべきではないですか。

【担当課】

ご指摘のとおりと思われまので、書き方については事務局と協議したいと思います。

【委員】

経済状況に入りますよね。

【担当課】

もともとは経済状況の収入状況に入ると思います。

【委員】

この収入状況の中の第1号被保険者の保険料区分だけを九大に情報提供するということですね。

【担当課】

そのとおりです。

【委員】

ここの書き方が記録項目の追加と書かれているので、おかしくなる。経済状況の収入状況のうちということ。

【担当課】

書き方は事務局と協議します。

【会長】

他になれば議案1は終わりますが。

【委員】

今の件は大丈夫です。別件で、外部提供する理由に3ヶ所くらい、地域ごとの健康課題の把握を行うことで、健康管理支援を行うことが可能となるということで、これは研究主体が福岡県全体で研究を行うことにより地域ごとに支援の形態が違うものを提供するということですか。

【担当課】

この地域ごとというのは、市から一緒にデータで渡す行政区毎という意味です。例えば観世音寺区や白川区など44区ありまして、その区ごとの分析をさせていただきたいと考えています。

【委員】

すいません、それは意味があるのですか。

【担当課】

結局はもう少し大きな括りで、中学校区などの括りでの分析になっていくと思いますが、それを見てみたいと。校区ごとに何か違いがあるのかと。そういうことを分析してみたいということです。地域における課題というのが重要なテーマになっていますので、西校区と太宰府小校区ではどれくらい違うのかなど高齢化率も違ってくると思いますし、どのような影響があるのか今回これで分析が可能になって

くると考えています。

【委員】

この個人情報と私が言いたいことは別なので、別の機会に言いたいと思いますが、福岡市と違って、太宰府市は規模が小さい。小さい区域で行政区で、ウチは200世帯ぐらいしかありませんが、もっと小さい行政区もあります。そういうところでお宅はこういう特色がありますよと分析されても意味があるのかなとみなさんおっしゃる。この前、ウチの校区は糖尿病の人が多いですと言われて、なんでと。よそと違って多いという理由があるのかどうか。例えば徳島県なら砂糖の消費量が多いと言われますが、ウチは200世帯で、単に糖尿病の人が引越してきただけじゃないかという話もある。研究されるのはいいが、意味があるのかと思う。

【委員】

太宰府市では対応する人の割り当てが、地域ごとのまとまりの中で何人にするかなど行政上は必要なデータでしょうね。

【担当課】

例を挙げますとたとえば地域ごと、校区ごとの医療費であったり、例えば近辺に病院が多い少ないや受診率、高齢化率。こういった中で健診を受ける受診率が低い理由はなぜか、ここを重点的に力を入れないといけないなど、その後の保健事業を行う展開のうえで、データを持っておきたいということです。

【委員】

他にも意見はありますが、別の機会に伺います。

【委員】

行政側の都合という感じもしますね。大きいところはいいですが、300世帯と200世帯を比べてもあまり大勢に影響がない気はします。

【会長】

他によろしいでしょうか。ということで、結論が出たような出てないような感じですが、議題1については終了します。

【担当課】

ありがとうございました。

【事務局】

10分間休憩を取り、16時20分から再開します。

「議題2」 幼児教育・保育の無償化の実施について

資料2 「個人情報ファイル登録票及び外部提供記録票の新規作成について」

【会長】

それでは議題2に入ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

- ① 資料2、38ページについて。令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」がスタートし、幼稚園・保育所などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子ども、保育が必要な住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもが対象

となる。この事業を行うにあたって、40ページの個人情報ファイル登録票、42ページの外部提供記録票が新規作成されている。

- ② 43ページの「太宰府市実費徴収に係る補足給付事業」は、太宰府市に居住し、お子さんが私学助成幼稚園に通園されている世帯では、その状況に応じて、幼稚園で実費徴収される給食費（副食費）の一部を助成する事業。この事業を行うにあたって、45ページの個人情報ファイル登録票、47ページの外部提供記録票が新規作成されている。

- ③ 保育児童課から大石係長が出席しているので、質問等があれば、お答えします。

【会長】

ただ今の説明に対して、質問等はありませんか。

【委員】

個人情報を保育園や幼稚園に提供するように国の指針があるのですか。

【担当課】

そうです。法定代理受領とあって、利用料を保育園や幼稚園に支払うので、この情報を提供します。基本的には国の制度なので、国で決まっているやり方です。

【会長】

他にご質問はありませんか。

【委員】

43ページの給付限度額、一人当たり月額4,500円ですが、限度額は4,500円で園ごとに実費が違うのですか。3,500円など。

【担当課】

そうです。上限が4,500円で実際にかかった実費に対しての補助になります。

【委員】

太宰府市内の幼稚園では、月額4,500円以上になっている園はどのくらいありますか。

【担当課】

副食費だけの補助になりますので、主食のパンや米の補助はありませんので、実際の給食費としては4,500円を超えているところがほとんどだと思います。幼稚園によっては週に3回だけや毎日のところもあるので、金額はまちまちです。

【委員】

分かりました。

【会長】

他にご質問はありませんか。

【委員】

今回この事業にあたっての個人情報ファイル登録票は、新規作成になるのですね。

【事務局】

新規事業ということで、登録票を作成しています。

【委員】

そして外部提供記録票が、幼稚園に対して名前だけを提供するわけですね。そう

すると個人情報ファイル登録票にこれだけの情報を収集しておかなくてはならないという理由はなんですか。

【担当課】

対象になる人が年収360万円未満世帯と第3子以降の子どもが対象になるため、その人たちに申請していただき、市で審査の後、対象となる人のリストを幼稚園に渡すようになります。対象者は給食費を取らないでくださいということ。

【委員】

それで税状況まで集めて、対象者かどうか確認するのですね。

【担当課】

そうです。

【委員】

分かりました。ありがとうございました。

【会長】

他にご質問はありませんか。

【委員】

外部提供記録票についてですが、44ページの⑤の対象者一覧の提供、太宰府市で申請書を集めて、該当する人を選んで、その名簿を幼稚園に提供するということですか。

【担当課】

本人に決定通知を送り、幼稚園に対象者一覧を提供します。

【委員】

該当者リストを外部提供するわけですね。それはどこに書いてあるのですか。

【事務局】

47ページの外部提供記録票の氏名にチェックが入っていますので、これを基に氏名を提供することになります。

【委員】

氏名だけですか。

【担当課】

氏名だけのリストなのでそうです。対象の方の住所や所得などの提供はしません。

【委員】

分かりました。

【会長】

他にご質問はありませんか。ないようでしたら、審議会としては了承するということになります。

【担当課】

ありがとうございました。

【会長】

最後に事務局からあればお願いします。

【事務局】

本日の審議、ありがとうございました。

次回の審議会の開催につきましては、新年度5月頃を予定しております。

日程については、事務局から後日、調整のうえ、連絡させていただきます。事務局からは、以上でございます。

【会長】

これを持ちまして、令和元年度第3回情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。